

令和3年1月9日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 食事券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大を受けた首都圏4都県の緊急事態宣言が再発令された状況を踏まえて、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で今後のGo To イートの事業継続について協議した結果、令和3年1月12日（火）より下記の運用とさせていただきます。

下記事項について同意していただいた上で食事券をご購入・ご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 内容1 営業時間短縮の要請期間におけるGo To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、沖縄県全域で夜10時以降の*利用を控えていただくようお願いいたします。
- 時短要請期間（現在）：令和2年12月29日（火）～令和3年1月11日（月）
時短要請期間（延長）：令和3年1月12日（火）～1月31日（日）
- *ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能
- 内容2 プレミアム食事券（紙・電子）は、Go To Eat キャンペーンおきなわ加盟店登録済みの飲食店が運営するテイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）の利用を推奨します。
- 内容3 5名以上の単位での飲食に食事券はご利用できません。（ご利用は最大4名まで）
ただし以下の場合には例外となります
※同居する1家族で利用する場合は、制限の対象外（親と子、祖父母と孫など）
※5名以上で利用する場合であっても、以下の条件付きで利用可能（テーブルの間隔を空ける・アクリル板で仕切る等、4人以下の単位となる席の配置が可能な場合に限る）
※高齢者・障害者の介助者、未就学児童は制限人数に含まれません
- 内容4 2時間を超える飲食はお控えください。

プレミアム食事券（紙・電子）は、令和3年3月31日（水）までご利用いただけますので、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止を講じていただきながら、飲食店でのお食事をお楽しみください。

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>
<沖縄県>